

## 設置目的と推進体制について

### 1 設置目的

本委員会は、現本庁舎の敷地の区域に新庁舎を建設するにあたり、町長の諮問に応じ、「築上町新庁舎建設基本構想・基本計画」の策定、その他庁舎建設に係る必要な事項に関し、検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。

### 2 推進体制

#### 築上町新庁舎建設についての推進体制

